

# 江戸川区立篠崎第三小学校 PTA 会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は江戸川区立篠崎第三小学校 PTA と称す。

第2条 本会は事務所を江戸川区東篠崎 1-1-16 篠崎第三小学校内に置く。

第3条 本会は篠崎第三小学校在籍の児童の保護者及び教職員で組織する。

## 第2章 目的及び事業

第4条 本会は自発的に周囲を尊重して協力し、学校・地域に貢献する活動を通じて、子供たちの健やかな成長の手助けをする。

第5条 本会は前条の目的達成のため、保護者と教職員との協力により次の活動を行う。

- (1) 家庭と学校が緊密な連絡をとり協力する。
- (2) 地域の教育活動を盛んにし、より良い環境づくりをする。
- (3) 教育環境の整備
- (4) 機関紙の発行
- (5) 会員相互の教養を高め、親睦をはかる。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

なお、本会は自主的な団体であり、あらゆるものの干渉を受けない。

また、本会は学校の決定事項、人事などには干渉しない。

## 第3章 役員・委員の分掌

第6条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 会員 1 名以上
- (2) 副会長 会員 2 名以上（教職員会員 1 名を含む。）
- (3) 会計 会員 2 名以上（教職員会員 1 名を含む。）

第7条 本会は会計監査 2 名を総会において選出する。

第8条 本会は専門委員を置く。

はこべ学年委員、成人委員、広報委員

第9条 本会に地区委員を置く。

第10条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

第11条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときこれを代行する。また、本会の事務を司る。

第12条 会計は本会の経費の出納の責任を負う。

第13条 会計監査は決算時に監査業務を行う。

第14条 専門委員は専門委員会を構成しこれを運営する。

第15条 地区委員は地区委員会を構成しこれを運営する。

## 第4章 役員・委員の任期

第16条 専門委員会の任期は4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。

第17条 会員は1児童につき1回の地区委員会の参加をする。  
任期は4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。

第18条 本部役員の任期は総会決議日より翌年の総会決議日までの1年間とする。ただし、本人が希望すれば継続を可能とする。

第19条 会長の任期は総会決議日より翌1年の総会決議日までの1年間とする。ただし、本人が希望すれば継続を可能とする。

第20条 会計監査の任期は総会決議日より翌年の総会決議日までの1年間とする。

## 第5章 会議

第21条 本会は会議を分けて次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 役員会

第22条 総会は本会の最高決議機関であり毎年1回開催し下記事項の審議、承認する。この会合は全会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）で成立し、決議は出席者の過半数で可決する。また、運営委員会、役員会にて必要と認めるとき、または会員の5分の1以上の請求があったとき、随時これを開催することができる。その際の会を「臨時総会」とする。なお、総会は書面やオンライン等での開催を可とする。

- (1) 活動および決算報告
- (2) 活動方針および予算審議
- (3) 役員の承認（ただし、年度途中の場合は、運営委員会での承認を可とする。）
- (4) その他重要事項の審議

第23条 運営委員会は総会に次ぐ決議機関である。本部役員、委員長、各団体の代表で構成し、委員会および各活動に関する重要議案の審議、決議を行う。決議を行う際には本部役員、委員長、各団体の代表が投票権を持ち5分の2以上の出席で成立、議事は出席者の過半数以上の賛成で可決とする。

第24条 地区の新設・統合と専門部の新設・統合は、運営委員会で決めることができる。

第25条 役員会は本部役員が集まる会合である。

第26条 本会運営のため、次の委員会を置く。

- (1) はこべ学年委員会
- (2) 成人委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 地区委員会

## 第6章 入会・継続・退会

第27条 本会には入会同意書の提出をもって入会とする。ただし、翌年度以降は自動継続とする。

第28条 退会する場合は、本部に連絡をしたうえで退会届の提出をもって退会とする。ただし、転出による退会はこの限りではない。

## 第7章 会計

第29条 会費は次のとおりとする。

- (1) 会費は1家庭、教職員1名あたり1学期につき1,000円、年額3,000円とする。
- (2) 会費は一括集金とする。
- (3) 中途入会の時は、その次期学期分からの金額で徴収する。ただし、1学期分は徴収する。
- (4) 途中退会の時は、その次期学期分を返金する。
- (5) 退会の時は、退会届の提出をもって返金手続きを行う。提出がない場合は、返金できないものとする。ただし、転出の場合はこの限りではない。

第30条 活動費は次のとおりとする。

- (1) 委員会の活動費は、役員会にて設定し総会で承認とする。
- (2) 活動費が不足の場合は、必要経費の詳細を明記し役員を通し請求できる。
- (3) 残金がある場合は、3月半ばまでに会計に返金しなければならない。
- (4) 委員会は年度末の運営委員会にて会計報告をする。

第31条 有志団体への助成金は次のとおりとする。

- (1) 有志団体への助成金は、役員会で設定し総会にて承認とする。

- (2) 活動内容に応じて助成額を変更できる。その決議は役員会で行う。
- (3) 残金がある場合は、3月半ばまでに会計に返金しなければならない。
- (4) 助成金を受けた団体は、年度末の運営委員会にて会計報告をする。

第32条 会員のP T A活動時の事故を対象とした保険に加入する。

第33条 本部役員がP T A活動で出席する有料の行事に関してはその半額をP T A会費で補う。

第34条 監査はその年度の会計を中間決算と年度末決算にて監査業務を行い、会計はその結果を総会で報告する。

第35条 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

## 第8章 表彰

第36条 教職員が1年以上在籍した後、転任または退職した時、記念品を贈る。転任は5百円、退職は5千円とする。5年以上在籍で転任の主幹以上は5千円とする。

## 第9章 慶弔

第37条 教職員が在籍中に死亡した場合は、1万円を贈る。

第38条 児童の死亡の場合は、1万円を贈る。保護者の死亡の場合は、5千円を贈る。

## 第10章 見舞い

第39条 教職員、児童が火災その他特別の災害があったときは役員会で決定し見舞う。

## 付 則

- 1 本規定の改廃は役員会を通しておこない、総会で承認を得て報告を行う。場合によって、承認・報告が同日でも構わない。また、この会の運営について必要な細則は、会則に反しない限り運営委員会で決めることができる。
- 2 本会則は令和6年4月1日より施行する。